

危機対策本部会議

日 時：令和3年9月28日（火）10：00～10：59

場 所：3号館4階会議室

内 容：

- ・本日の朝刊（日経）で、本日の専門家会議を経て、19都道府県の緊急事態宣言、8県のまん延防止等重点措置を9月30日に解除される方針であることの記事がだされているが、解除後の本学の対応について検討する。
- ・10月1日～10月31日までの期間、以下の通りの取り扱いとする。
なお、10月末の状況をみて、その後の対応を検討する。

<県外からの来学者の取り扱い（条件付き）>

- ①ワクチン接種を2回済ませていること。
 - ②接種していない場合、PCR検査（1週間以内）で陰性であること。
 - ③来学時に体温チェック、手指消毒と必要事項を記帳させる（上記の①、②、体温、体調、訪問先、訪問者など）。
- ※記帳する様式については、保健センター長と管財課長で作成する。
※体調不良の場合は、入構させない。（丁重にお断りする）

<本学教職員、および学生の取り扱い>

- ①現、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の都道府県へ訪問する場合、帰崎後3日間は自宅待機とする。
※附属高校については、従来通り、帰崎時に個人でPCR検査を実施して陰性の場合は、1日の民泊等とする取り扱いを継続する。
- ②待機中の講義については、原則、オンラインやオンデマンド等による対応とする（オンライン等に切り替える場合は、教務課へ届け出る）。

<部活動について>

- ①大学は、特にサッカーのリーグ戦が再開される。サッカー部監督に上記対応を伝え、今後のスケジュール等を確認する。
- ②附属高校は、長崎県の指導に基づき対応する。